

学生生活への支援

学生支援に関する方針

本学では、学則第1条に「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は実際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする」と明示し、地域の発展に寄与する人材を育成することを目的としている。そのために、「鹿児島県立短期大学の基本方針」において以下のように定めている。

「3 本学は、学生が意欲的に学習に専念でき、満足度の高い学生生活を送ることができるよう、講義・演習・実習等に関わる修学、心身の健康、課外活動、就職活動等にわたって、必要かつ適切な学生支援をおこなう。」

この方針は教職員用の規程集の冒頭に記載されているほか、本学のホームページにも掲載されており、学内外に周知されている。

この方針の下に、修学一般に関しては教務課と教務委員会、生活支援、進路支援については学生課と学生委員会、障害を持つ学生の修学および学生生活の支援については障害学生支援委員会、心身の健康については学生相談室と保健室が対応している。学生相談室はその他、進路や就職、学業、対人関係、性格上の悩み、経済的な悩み、その他学生生活全般の相談に対応し、必要に応じて学生部長に報告し、関係部署に引き継いでいる。

教務委員会、学生委員会、障害学生支援委員会はそれぞれ所掌の支援分野について必要事項を検討するとともに、支援状況の適切性を検証し、毎年度末に委員会報告として全学運営委員会を通じて検証内容を各学科に報告している。

学生相談室と保健室は学生部長の下に組織されており、月に1度の割合で、学生部長、学生部次長、学生相談室長、保健室担当職員で保健室会議を開催して、学生の心身の健康について情報交換を行うとともに、支援状況の適切性について検証している。

障害を持つ学生の修学支援については、以前から入学志願者の事前相談を受け付け個別に対応してきたが、2011（平成23）年8月の「障害者基本法」改正施行、2013（平成25）年度6月のいわゆる「障害者差別解消法」公布に基づき、2013（平成25）年8月に「障害学生の修学等の支援に関する規程」が定められ、障害学生支援委員会（以下「支援委員会」という）を設置し、特別な支援を必要とする学生に対して合理的配慮ができるように体制を整えた。支援委員会は学生部長、学生相談室長、各学科長、学生部次長、その他委員会が必要と認めた者から構成され、（1）修学に関すること、（2）学生生活に関すること、（3）施設・設備の整備に関すること、（4）支援障害学生の認定に関すること、（5）支援に係る情報の管理に関すること、（6）その他支援に必要と認める事項、を所掌事項としている。

学生への支援の方策

入学時あるいは在学中のいつでも、障害を持つ学生から修学等の支援の申し出があった場合は、支援委員会は支援の必要性の有無と支援の範囲を協議し、当該の学生1人1人に対して、障害学生個別支援チーム（以下、支援チームという）を置き、具体的な支援、支援状況の把握、学科・委員会・教職員との連携調整を行う。支援チームは、設置後すぐに担当する障害を持つ学生と面談を行い、必要な支援内容を決定する。その後も、授業開始1か月後のフォローアップ面談、定期試験前の試験特別措置申請書の作成、試験終了後の面談を行い、それぞれの面談結果を記録・保管した上で、必要な事項は支援委員長に報告し、きめ細かな支援を行なっている。2016（平成28）年度現在、1名の学生について支援チームを立ち上げて支援中である。また、2016（平成28）年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定し、その中で、支援委員会が、障害者差別解消のための啓発活動も所掌することが明示されている。

経済支援に関しては、奨学金制度としては、日本学生支援機構によるもののほか、公益法人等によるもの、県内の市町村によるものなどがある。本学独自の奨学金制度は設定されていない。奨学金制度については、『学生便覧』に記載しているほか、毎年4月に特に日本学生支援機構の奨学金について、学生課が説明会を開いて学生への周知を行っている。奨学生の推薦選考は、資料に基づいて学生委員会で行っている。平成28年度の日本学生支援機構奨学金の受給者は、第1種が177人、第2種が122人で、在籍者に対する受給率は第1種、第2種を合わせて50%である。

本学独自の経済的支援として、県の授業料徴収条例に基づく授業料減免制度がある。この制度は、生活保護法に規定する被保護世帯に属する者、経済的理由により授業料の納入が著しく困難である者、天災その他不慮の災害を受け、生計に重大な支障を生じた者に対して、授業料を全額または半額免除する制度である。減免を受ける学生数に制限はなく、経済状況によってのみ決定される。減免の申請は、前期は4月15日まで、後期は10月15日までに必要な書類をそろえて学長に提出しなくてはならない。また、減免の期間は当該学期限りである。この授業料減免の制度については、『大学案内』に概要を紹介し、『学生便覧』に關係規則を載せるほか、入学式後のオリエンテーションで学生・保護者に対して学生課が説明を行っている。この授業料減免は、私費外国人留学生も対象としている。授業料減免者の決定は、学生委員会で審議して行われる。2012（平成24）年度前期から2016（平成28）年度前期までの半期ごと合計で全額免除者が延べ464人、半額免除者が延べ111人となっている。

本学では、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に配慮する組織として、学生部長のもとに保健室と学生相談室を設けている。

保健室と学生相談室は連携して相互の情報交換を行い、必要に応じて学生部長や学生部

に報告している。また月に1度の保健室会議では学生部長、学生部次長とともに、学生支援の状況の確認と適切性の検証を行っている。また、学生委員会と学生課の主催で、学生の健康な心身保持のために、講演会も開催している。

保健室は、学生および教職員に対する健康診断、保健指導、相談（心の問題も含む）などの健康保持・増進業務を行っている。保健室には現在、昼間勤務の教務補助員（養護教諭資格）、夜間勤務の臨時職員（養護教諭資格）が配置されている。昼間勤務の勤務時間は9時30分から12時および13時から17時である。夜間勤務は17時から21時である。

年間を通じての定期的な業務としては、学生課とともに例年4月に定期健康診断を実施し、学生1人1人の健康状態をチェックしている。要検査、定期管理が必要な学生が出た場合には、学外の診療所や病院を紹介するなどして対処している。また、月に2回、校医（現在は心療内科医）による健康診断を実施し、希望者については診断や指導を行っている。

日常業務としては、上記健康診断の事後処理および健康相談、身体測定、怪我や病気の応急手当や静養などがある。大学や学生自治会の行事には、不測の事態に備え、救急箱を貸し出したり、救護体制を敷いたりしている。精密な検査が必要と見られる場合には病院を紹介するとともに保護者、家族への連絡も行っている。

学生・教職員の保健室使用状況については、保健室担当職員が、利用者の個人情報を外した形で概要を保健室日誌に記入し、学生部長、学生課に報告している。

学生相談室は、学生のこころの健康、進路や就職、学業、対人関係、性格上の悩み、経済的な悩み、その他学生生活全般の相談に応じ、助言・指導を行うことを業務としている。学生相談室長は臨床心理士の資格を持つ心理学担当教員がつとめている。事務は学生課が所管している。学生相談室長は、常設の相談員の役を務めるとともに、保健室が受けた心身の健康相談の報告を受け、承認や指示を与えるという役割も担っている。

相談室長は年に2回、学生相談室での相談状況を、月ごとの延べ人数と抽象化した相談内容の形で学生部長に報告している。

本学ではハラスメントの予防および紛争解決のために「教職員によるハラスメントの予防および紛争解決に関する規程」、「鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」を定め、学長直属の機関として人権委員会を設置している。人権委員会は教授会で選出された男女2人ずつの委員で構成される。

委員会は予防のための啓発活動を行う一方、学生等の為に相談窓口を設置している。ハラスメント関係規程や学生相談窓口については、『学生便覧』に記載するほか、パンフレットも作成して注意を喚起している。

その他、学生生活に関する学生の要望を把握するために、学生自治会と学生委員会が中心となる「二者連絡協議会」、FD委員会による「学生と教育を語る会」が開催されている。

進路支援

学生の進路選択に関わる支援は、学生委員会と学生課が連携して行っている。

学生委員会は、学生の進路支援の方法を検討するほか、企業への学校推薦選考、四年制大学等への推薦編入学の選考にもあたり、学生の進路状況を各学科に報告する任務も負っている。学科に伝えられた学生の進路状況は、指導教員が把握して、個別の学生支援に役立っている。また、2016（平成28）年度からは、1年次の教養科目「キャリアデザイン」の運営を教務委員会から学生委員会に移管し、授業も含めたキャリア形成の担当の一元化をはかっている。

学生課は、学生の進路状況を常時把握して、新たな支援方法を学生委員会に提案するほか、同課職員は、学内推薦選考部会員もつとめ、マナー指導、面接指導、履歴書添削、個別面談などの具体的指導にも当たっている。

学生相談室には、学生の進路選択に資するため、企業から寄せられたパンフレット、「鹿児島県企業年鑑」や公務員・教員採用試験関係の資料、四年制大学編入に関する資料、専門学校受験資料、先輩達の受験体験記などが置かれていて、学生に利用されている。

授業以外の就職支援のスケジュールを表1に挙げる。これらの説明会、模擬試験以外に、1年次3月から学生課職員による、マナー指導、面接指導、履歴書添削など、基本的な指導を学生の申し込みに応じて随時行っている。あわせてハローワークからジョブサポーターが週2回派遣され、学生の面談指導に当たっている。

また、ゼミ指導教員も学生からの相談に応じ、特に編入学試験対策、企業研究等の指導を行っている。

第二部も近年、第一部と同じく高校新卒者の入学が8割をこえるようになり、進路支援を行っている。学生課職員が週2、3回、第二部学生向けの支援を行っている。

このほか、学生の進路選択をよりいっそう円滑にするため、学生課が中心となって『就職のしおり』を作成し、1年次の2月に配布している。

就職・編入等の進路データと進路指導状況は月ごとに整理され、学生委員会と教授会で報告され、全学的な情報の共有を行っている。

これらの支援に加え、2015（平成27）年度から本学も参加校となっているCOC+事業の一環として、産学コーディネーターによる県内企業の情報収集等を行い、県内で就職を希望する学生と企業の間をつなぎ、就職のミスマッチが起こらないような体制作りを進めている。

表1 就職支援スケジュール

時期	説明会・模擬試験等	備考	
一 年 次	10月	公務員・教員受験説明会	
		編入学受験説明会	
	11月	就職活動説明会	先輩からのアドバイス
	12月	就職ナビ登録セミナー	
	1月	第1回公務員模試	
	2月・3月	進路状況保護者説明会	
		『就職のしおり』配布・求職票記入	キャリアデザイン第4期
		第1回SPI対策模試・解法講座	
		就活メーキャップ講座	
		自己分析・履歴書対策セミナー	
就活パネルディスカッション		企業の担当者との意見交換	
新聞を就活に生かそう講演会			
学内企業ガイダンス	企業の生の声を聞く		
二 年 次	4月	面接対策セミナー	
		第2回公務員模試・第1回教員模試	
		第1回就職活動個別面談	進路選択の指導・助言
		第2回SPI対策模試	
	5月	第3回公務員模試・第2回教員模試	
	6月	第4回公務員模試	
		第3回SPI対策模試	
	9月	第2回就職活動個別面談	未内定者対象
	10月	第3回就職活動個別面談	未内定者対象
	11月	第4回就職活動個別面談	未内定者対象
	12月	就活サポートセミナー	
	1月	ビジネスマナー講座	
		第5回就職活動個別面談	未内定者対象